

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新庄市長 山科 朝則

市町村名 (市町村コード)	新庄市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	畑地区 (畑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

畑地区では、水田の未整備により効率的な営農が困難な状況にあり、将来的に持続可能な地域営農を見据え、基盤整備事業実施に向けた地区の調査を実施している。営農環境の整備と中心的担う者(設立予定の法人含む)への集約化を加速させていくことが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

畑地区の中心的担い手となる経営体は5経営体あり、その者たちや他の耕作者も含み組織する法人(令和7年度中に設立予定)に基盤整備された農地の集約を加速させ、地域営農をより効率的な労働力をもって継続していく。また、基盤整備されたエリア外の圃場においても、収益性の高い持続可能な営農を実践していく予定である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後の地域計画の話し合いの中で、農用地区域については確認整理していく予定である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
経営規模拡大意向のある担い手(認定農業者)を含む法人(令和7年度中に設立予定)が地域内農地を優先的に耕作していくこととする。地域内営農者相互に農地の出し手情報の交換及び収集を図りながら、現担い手への農地の集約化を働きかけていきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
経営農地の集約化をより推進していくため、出し手となる農地所有者は、原則農地を農地中間管理機構へ貸し付けていくこととする。地域の担い手が、病気やケガなど様々な事情により営農の継続が困難になる場合については、農地中間管理機構の農地バンクとしての機能を活用し、農地の円滑な耕作継続が出来るよう、新たな受け手への貸し付け等を進めていく。また、基盤整備を実現するために農地中間管理機構による機構関連事業の活用を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
より効率的な営農のため、法人を立ち上げ機構関連事業を活用し基盤整備を近い将来実施する予定である。今後の取り組みとしても、市及び土地改良区、農業協同組合と歩調を合わせながら、地域として持続可能な営農を実践していくため、整備が必要となる他の圃場の基盤整備事業も積極的に進めていく予定である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手が営農をしていく上での意向を踏まえながら、地域内で法人を立ち上げ様々な側面からスケールメリットを生かし経営体の育成に取り組んでいく。なお、市及び農業協同組合、土地改良区などの営農に関わる各種組織ともこれまで以上に連携していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--